

令和4年1月13日

保護者 各位

岡山県立岡山操山中学校
校長 武内 洋二

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における対応について

平素から本校の教育活動に御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、県立学校の行動基準が1月14日から「レベル2」に引き上げられることとなりました。

つきましては、同居の家族に軽い風邪症状がある場合は、生徒に発熱等がなくても、自宅での待機をお願いいたします。あわせて、次のとおり出欠の取扱いの一部が変更されますが、いずれにしても欠席扱いとはなりませんので御了承願います。

・児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

- ・1月13日までは学校保健安全法第19条による出席停止とはしないが、保護者の申し出を受け、やむを得ず、登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。



- ・1月14日以降は学校保健安全法第19条による出席停止とする。（「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用）

現在の感染の主流とされるオミクロン株はデルタ株に比べ感染力が強い可能性があることや新規感染者が増加傾向に転じていること等も踏まえ、本県では本日から1月31日までオミクロン株特別警戒期間が設定されました。これまで取り組んできた基本的な感染症対策をさらに徹底しながら、これまでと同様の危機意識を持って行動していただくようお願いします。

発熱等の風邪症状がみられる場合は速やかに、かかりつけ医や住んでいる地域の新型コロナウイルス受診相談センターへ相談してください。また、生徒や同居家族がPCR検査を受けることが決まった際には、学校に御一報ください。結果が判明した場合もすぐに学校への報告をお願いします。

なお、部活動については、各顧問からの指示に従ってください。何か御不明の点がございましたら、学校までお問い合わせください。